

現行条例の概要

【制度の趣旨】

企業に対する優遇措置を講じることにより、舞鶴市における企業の立地を促進するとともに、市民の働く場の創出及び地域産業の活性化を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする(条例第1条)。

【対象要件】

項目	要件
対象業種	製造業、その他市長が特に認める業種
対象区域	工場適地等
立地形態	新設および増設(設備・建屋)
投下固定資産額	1億円以上(市内企業は5,000万円以上)
新規地元雇用者数	3人以上

【補助内容】

項目	要件
企業立地補助金 <small>※用地取得に伴う 加算あり</small>	投下固定資産額 2億円未満 ⇒ 投下固定資産額 × 3% 3億円未満 ⇒ 同上 × 4% 3億円以上 ⇒ 同上 × 5%
雇用創出補助金 <small>※第2・第3年度は、 純増者数 × 基準額</small>	新規地元雇用 6人未満 ⇒ 60万円 × 新規雇用者数 6人～10人未満 ⇒ 80万円 × 同上 10人以上 ⇒ 100万円 × 同上
補助限度額	総額5億円

課題

◆補助金の対象区域が「**工場適地等**」^(※1)のみであり、これ以外の区域で新規立地、或いは既存企業が増設しても対象にはならず、特に**既存企業の流出防止を図る上では課題が生じている。**

※1 工場適地等:

工場立地法(昭和34年法律第24号)第2条に規定する調査により**工場適地とされた舞鶴市内の区域**及びこれに準じるものとして市長が特に認めた区域をいう(条例第2条(1))。

○工場適地: 平工業団地、喜多工業団地

○工場適地に準じる区域: 国際ふ頭港湾用地、喜多港湾用地、前島ふ頭港湾用地、高野由里工場用地、倉谷工場用地

◆平成24年4月の条例改正により、現在は事業規模の拡大による「増設」も補助対象にしている中、補助限度額「**総額5億円**」という表記^(※2)は、**1企業に対する補助限度額との誤解を招く恐れがあるため、認識を統一する必要がある。**

※2 現行条例上の表記:

第7条 補助金の限度額は、前3条の規定により算定した額を合算して総額5億円とする。

改正の概要

◎補助金の対象区域を、「**工場適地等**」から、「**舞鶴市内全域**」へ拡大する。

⇒ 新規立地候補地の選択肢を広げるとともに、工場適地内外に関わらず既存企業の事業継続および規模拡大を促進し、流出防止にもつなげる。

◎補助限度額の表記を「**総額5億円**」から、「**1の立地計画につき総額5億円**」に改める。

⇒ 1企業に対する限度額との誤解を回避するとともに、市内での操業と事業拡大を継続的に支援する。